

2009年2月9日初版

2026年3月25日

日本放射性医薬品協会 加盟各社殿

日本放射性医薬品協会流通委員会

## 放射性医薬品の輸送物の表示に係る実施要領

日本放射性医薬品協会加盟各社におかれましては、日頃より放射性医薬品の安全管理にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

当協会では、安全対策の推進の一環として、万一、一般の方が放射性医薬品の輸送物を発見された場合であっても、安全が確保されるよう、下記のとおり表示措置を講じることといたしました。

加盟各社におかれましては、本趣旨をご理解のうえ、適切な対応を賜りますようお願い申し上げます。

### 記

①輸送物の外装に、当該物品が放射性医薬品であることが明確に分かるよう、「放射性医薬品」または「放射性」と表示すること。

※ 表示方法：印刷またはシール貼付

※ 日本放射性医薬品協会 自主基準「放射性医薬品の運搬に関する基準」「放射性輸送物の技術要件評価ガイドライン」の関連箇所の記載を相補的に参照のこと。

②輸送物外装に掲示する注意書き

【注意書き（外装用）】

発見した場合は、開封せずに下記へご連絡ください。

連絡先：(株) ○○○○○ 電話番号： △△△-△△△△-△△△△

\* 表示法：印刷またはシール貼付

③輸送物内蓋（開封面）に掲示する注意書き

発見した場合は、手を触れずに下記へご連絡ください。

連絡先：(株) ○○○○○ 電話番号： △△△-△△△△-△△△△

\* 表示法：内蓋（フラップ等）への印刷またはシール貼付

以上